

二、失業反對闘争の件

提出 関東労働同盟會

東京革工組合
神奈川鐵工組合
東京鐵工組合
大阪聯合會
大阪金屬労働組合
大阪合同労働組合

失業防止並救済に關する要求

(中央委員會案)

本大會は、左の諸政策の實施による失業の防止及び救済を要求する。

- 一、失業防止
 - イ、業種政策を轉換し大いに官公業を起すべし
 - ロ、八時間労働實施、工場法第四條「幼年下最低年齢十六歳まで」の例外削除、残業禁止
 - ハ、朝鮮統治案を改革し鮮人に適任に安住せしむる事
- 二、救済
 - イ、失業保險法の實施
 - ロ、失業手當法の實施
 - ハ、財産又は資本利子税の實施恩給法の改正
 - ニ、政府に買上げ貯蓄を小賣時價の半額にて失業者へ配給することを要求す

實行方法

- 一、此會民衆大會に提出すべし
- 二、示威運動の實行其他による輿論の喚起

三、十萬人突破運動に關する件

提出 中央委員會

關東労働同盟會
西尾 木 廣

五月二十五日の第四回中央委員會は本同盟會週年記念組

合員十萬突破運動を決議した。我々は此決議を具體化する爲に、全国的に運動を進展せしめねばならぬ。現在、我國の労働組合員数は三六八萬人と稱せらる、四百七十萬の労働者数に比すれば、僅かにその八パーセントに過ぎないのである。而も、この組合員は約十二萬人が右翼に、約五萬人が中間に、約三万五千が左翼に、他の一割の「各社組合」に分類して居るのである。

今、昭和四年末に産業別労働者数と労働組合員数とを比較して見ると、紡織労働者約百萬人の中、組合員約六六千名、製糖労働者三十七萬八千人の中、組合員約六六千名、製紙労働者二十八萬八千名の中、組合員約五千人、建設労働者二十八萬八千名の中、組合員約五千人、運輸労働者二十八萬八千名の中、組合員約五千人、食料品工業労働者十六萬七千八名の中、組合員約五千人、窯業労働者六萬八千名、組合員約五千人等の状態である。

日本労働俱樂部の成立は、中間派の大部分も、右翼の陣営に放つたもので、既に労働組合主義は既成労働組合の間に於ては、完全に主流を形成した、されば今後これ等の問題は未組織大衆を、左翼及び中間派の影響下に切り離し、これを右翼労働組合主義の陣営に組織することである。未組織労働大衆の組織化は、右翼各労働組合が大々的の分野に努力すべきものであることは勿論である。然し乍ら、我労働同盟の組織はあらゆる産業及職業に及ぶべきところにも、吾人は組織を進むる任務と責任がある。故に、我労働同盟の組合員は、我等の同盟を高く掲げて、勇往邁進しなければならぬ。

具體内容(中央委員會案)

- 一、ボスター作製す
- 二、工場調査、パンフレット、リフレットを作製す
- 三、中央委員會は十萬突破運動中央特別委員會を構成し委員を左の如く任命す
- 委員長 松岡勲吉 全副委員長 齋藤徳一 常任書記 林主順
- 委員 原虎(東京) 土井直作(神奈川) 堀越梅男(青島) 井地繁雄(埼玉) 堀川庄次郎(群馬) 小松潔治(東北) 山田重太郎(静岡) 金正米吉(大阪) 金子野兵衛(山形) 宮田泰次郎(京都) 小泉七位(愛知) 金光平(中国) 久保時彦(九州)

四、大會議事法改正に關する件

提出 中央委員會

關東労働同盟會
中央合同労働組合

議事法改正決議内容(中央委員會案)

- 一、大會提出議案は四十五日前に總同盟本部に必ず送附する事、但し社會上經濟上の變化の爲め轉切後提出の必要を生じたる議案はこれらに非ず
- 二、大會前の中央委員會は、これらの提出議案を審議し更に提出各組合及聯合會と協議の上大會提出の可否を決定す
- 三、大會提出を決定したる議案は「労働」誌上に掲載す
- 四、議案審議に關しては大會議事委員會に從前以上の權位を與ふ

五、反共産主義労働組合の全的合同提唱の件

提出 中央委員會

大阪聯合會
關西聯合會

本大會は反共産主義労働組合の全国的に一大結成の議案を認め、左の具體的方法を以て之が實現を期す。

- 一、反共産主義の強上に於ける一切の労働組合

六、暴壓諸法令改廢決議案

提出 中央委員會

大阪聯合會
神奈川聯合會
關東連運労働組合

ブルジョア階級が自己の政治的、經濟的權力の保有を圖る爲め、労働階級の正當なる社會運動に對して、權力を以て對峙せんとすることは、正に健全なる社會運動を阻害するものである。仍て本大會は左の惡法を即時改廢を要求するものである。

- 治安維持法
- 暴力行為等取締法
- 治安警察法
- 監視等防止法
- 行政執行法
- 警備官職務法
- 出版法罰則法

七、労働者災害扶助法改正運動開始の件

提出 中央委員會

京東運搬労働組合
土井直作

労働立法促進委員會は、社會局が第五十九號會議通の労働者災害扶助法、労働者災害扶助責任保險法、労働者災害責任保險特別計法施行令を立案し、之が閣内を通過するに當り、左の如き修正案を各呈した。

八、團體協約權獲得運動促進勸告案

提出 製綱労働組合

鐵山兵五郎

労働組合が團體協約權を獲得することは、我國産業及労働組合運動の現状に於て最も重要なことと信ずる。團體協約權の確立は、妥當公正なる労働條件を規定せしめ、不必要なる労働争議を減少せしめ、産業平和のため、斯らしき産業争議を止み出すものである。労働組合の健全なる發展のためには、大々的なる團體協約運動を、故に、本組合は促進を行はれつつある運動を、一層促進せしむるため本案を提出する次第である。

九、婦人労働者保護に關する件

提出 關東労働同盟會

紡織紡織労働組合

今や資本主義經濟の搾取機構は、より一層の巧妙を加え、抵抗力の薄なる婦人及び幼年者に露骨なる犠牲を加へしつゝあるが、それは全然婦人及び幼年者の本性を破壊し、就中その健康は労働の生産性に對してより深刻である。茲に於て家庭と社會と國民との健康衛生の問題は重要性を展開して来た。

近年その増加が甚を示しつゝある婦人労働者に対する保護立法は不完全と云ふよりも、むしろ未だ何等認められてゐない状態である。殊に我國産業中、重要な位置を占めて来た紡織、染織、織成産業内に於ける約七十萬の婦人労働者は發育の旺盛なる成育期に於て、強制的なる機械的労働に從事する結果として、著しく其の正當なる心身の發育を阻害されてゐる。同時に於ける労働せざる一般婦人及び女性と比較して、生理的に及ぶ量的に立派し得る論議は、極めて多い。又恐るべき現時の不況は、既婚婦人にして益々職業界に動員しつゝあるが、此の現況は又將來の母性及びそれに伴ふ妊娠分娩、育児に關する保護の分野を擴大するものである。一歩門閥の發表によれば幼童に於ける婦人労働者の分曉は、約六倍の婦人に比して、幼童労働者は約十六倍、機械作業は約六倍の比率を示してゐる。又死産率は約三割、生後約三ヶ月の出ない結果を示してゐる。我々は此の資本主義經濟の恐ろしい弊害を以て人類の進歩を阻害し且つに斯らして全人類の名に於て排撃しその根絶の爲めに願ふものである。

茲に我等は左の提案をなしてその實現の爲めに決死的闘争を開始す。

- 一、法令の改正に對するもの
- イ、労働者最低年齢法の改正
- ロ、保護職工の年齢界の改定
- ハ、保母工に對する労働時間の制限

十、労働立法促進委員會の改廢案

提出 中央委員會

京東運搬労働組合

労働立法促進委員會は、社會局が第五十九號會議通の労働者災害扶助法、労働者災害扶助責任保險法、労働者災害責任保險特別計法施行令を立案し、之が閣内を通過するに當り、左の如き修正案を各呈した。